

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇ IMF、保有金売却量の縮小を発表

国際通貨基金(IMF)は5月14日、来たる6月から向う1年間の一般競争入札による金売却量を従来の月間470千オントスから同444千オントスへ削減する旨発表した。これはIMFがさる76年6月から実施している4年間にわたる保有金売却計画(昭和51年6月号、同53年6月号「要録」参照)において売却予定総量25百万オントスのうち本年5月までの3年間に19.7百万オントスの売却を終了(注)したことから、残り5.3百万オントスにつき計画最終年の月間売却量を調整したものである。

(注) 内訳は一般競争入札による売却量18.2百万オントス、非競争入札による発展途上国への売却量1.5百万オントス(この非競争入札は本年5月をもって終了)となっている。

### ◇世界銀行、特別増資決議案を採択

世界銀行総務会は4月30日、先に採択した日本ほか2か国の特別増資(665.4百万SDR、4月号「要録」参照)に加えサウジアラビアほか10か国の特別増資(総額210.7百万SDR、各国別内訳は下表のとおり)決議案を採択した旨発表した。これにより上記14か国の増資が発効すれば、世銀の応募資本額は現在の326億SDRから335億SDRに増加することとなる。

増資額	増資後		増資前	
	の応募 総額	の投票 権シェア	の投票 権シェア	
サウジアラビア	76.3	566.2	1.8	(1.6)
イラン	44.6	564.5	1.8	(1.7)
クウェート	27.8	268.0	0.9	(0.8)
アラブ首長国連邦	12.3	110.3	0.4	(0.4)
リビア	11.1	158.7	0.6	(0.5)
イラク	9.2	95.6	0.4	(0.3)
韓国	8.7	139.3	0.5	(0.5)
シンガポール	8.2	40.2	0.2	(0.2)
レバノン	6.3	17.8	0.1	(0.1)
カタール	3.4	36.1	0.2	(0.2)
オマーン	2.8	19.2	0.1	(0.1)
合計	210.7	2,015.9	6.9*	(6.4)

\*各國の合計と一致しないのは四捨五入のため。

### ◇ IEA閣僚理事会、エネルギー節約に関する共同コミュニケを発表

1. IEA(国際エネルギー機関)は5月21・22日の両日パリで第3回閣僚理事会を開催し(第1回は75年5月、第2回は77年10月)、石油節約および代替エネルギー問題について討議した。理事会終了に際し発表された共同コミュニケおよび石炭の利用拡大に関する宣言の概要は次のとおり。

#### (1) エネルギー節約に関する共同コミュニケ

1. IEA理事会が本年3月決定した、石油消費量の約5%(1日当たり200万バーレル)節約方針を再確認し、以下の諸方策をとることを決定した。

(i) 加盟各国は、上記節約目標達成のため直ちに、適切な価格政策、自主的節約プログラムの強化およびその他の強制措置を含む特別の措置をとること。

(ii) 石油蓄積水準に特別の注意を払うこと。

(iii) 1980年においても石油消費の抑制措置を継続すること。

(iv) IEAの適切な機関が、①脆弱な市場状態がスポット価格におよぼす影響、②スポット価格が価格構造全体におよぼす影響、③石油市場構造の変化等につき分析すること。

(v) 省エネルギー、石炭・原子力・天然ガスおよび再生エネルギー源の開発等に注力すること。

(vi) 原子力の石油に代わるエネルギー源としての重要性を認識し、原子力発電所の事故の可能性と、その結果を最小限にとどめるべき充分な安全努力に関する国内的かつ国際的研究を促進するとともに、一般大衆に対し原子力に関する効果的な情報伝達システムを確保する。

(vii) 本年10月を国際省エネルギー月間と定め、IEA加盟国各地で、エネルギー保存・節約をキャンペーンする行事を行うこと。

(viii) 産油国、開発途上国に対する協力を続けること。

(ix) 閣僚級の会合を隨時開催すること。

(x) 石炭開発・利用拡大策に関する宣言

(xi) 石油専焼火力発電所の新設を原則禁止すること等により石炭の利用を拡大する。

(xii) 長期契約の奨励、貿易制限措置の原則禁止により石炭貿易の安定的拡大を図る。

(xiii) 石炭関連の海外投資を促進するとともに、石炭利用に関連するインフラストラクチャーを整備する。

(xiv) 液化・ガス化技術などの技術開発を促進する。

(xv) IEAで定めた石炭政策の諸原則の実施状況等につき国別審査を行う。

2. 今次理事会において提示、検討されたエネルギーに関する現状および先行き見通しは次表のとおり。

(1) 当面の石油需給状況(単位、百万バーレル)

<需要>	1978 年	1979年 ケース I	1980 年
I E A 諸国	38.3	38.3	37.6
その他〃	13.1	13.7	13.7
小計	51.4	52.0	52.0

  

<供給>	1978 年	1979年 ケース I	1980 年
I E A 諸国	14.2	14.8	14.8
O P E C 〃	6.5	6.9	6.9
その他〃	29.9	29.6	29.6
小計	50.6	51.3	51.3

<需給差>	△ 0.8	△ 0.7	0	+ 0.6
(注) ケース I	…… 5%節約の効果が'79年末に至り本格化した場合			
	ケース II	…… 5%節約の効果が'79年4月以降直ちに寄与した場合		

(2) 自由世界のエネルギー需要見通し(単位、石油換算百万バーレル/日)

	1976年	1985年	1990年	2000年
石 油(A)	45.9	64.2	74.5	93.0
石 炭	15.8	22.8	27.8	34.8
天 然 ガ ス	14.8	19.1	21.1	25.6
原 子 力	1.9	6.5	10.3	23.2
水力、地熱等	5.6	8.1	9.6	14.2
計	84.0	120.7	143.3	190.6(注)

<うち石油の供給>

O E C D 域内	12.0	16.5	15.5	14.0
非O P E C諸国	5.5	8.9	11.5	13.0
小計	17.5	25.4	27.0	27.0
O P E C 地域	28.4	35.5	38.0	38.0
計 (B)	45.9	60.9	65.0	65.0

供給不足(B-A) 0 △ 3.3 △ 9.5 △ 28.0

(注) 端数未調整のため、内訳の合計とトータルとは一致していない。

## 米 国 諸 国

### ◇米国連邦準備制度等、預金利規制等を改正

1. 連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社および連邦住宅貸付銀行理事会は5月30日、それぞれの管轄下にある商業銀行、相互貯蓄銀行および貯蓄貸付組合に対する預金利規制(連邦準備制度レギュレーションQ等)を改正し、7月1日から実施する旨発表した。

本措置は、上記3監督機関が現行預金利規制は小

口・個人預金者に対して不公平との批判に対処するためかねてより共同で検討を進め、今般一応の合意に達したものであるが、連邦準備制度では「今次措置は小口預金者保護の第1歩にすぎない」としており、上記3機関は本年末までに預金利上限の一歩引上げの必要性につき結論を出すべく引き続き協議していく意向を明らかにしている。

今次措置の概要は次のとおり。

(1) 貯蓄預金利の上限引上げ

貯蓄預金利の上限を0.25%引上げ、商業銀行については5.25%、貯蓄金融機関については5.5%とする。ただしNOW勘定の上限金利は現行5%のまま据置き。

(2) 4年もの財務省証書金利基準の定期預金の新設

4年もの財務省証書の平均利回りを基準とする期間4年以上の新種定期預金証書の新設を認める。同預金利の上限は、①商業銀行が財務省証書利回りマイナス1.25%、貯蓄金融機関が同マイナス1%とし、②毎月1日に変更するものとする。

なお基準となる財務省証書利回りは、財務省が当該月1日の3営業日前に、それ以前の5営業日間における4年もの財務省証書の平均利回りをベースに設定、発表される。

(3) 最低預金額の制限撤廃

現行の1口10万ドル未満のいわゆる小口定期預金(consumer-type time deposits)に対する最低預金額制限(期間4年以上の定期預金につき1,000ドル)を撤廃する。ただし昨年6月に導入されたTBレート基準6か月もの定期預金証書(53年6月号「要録」参照)の最低預金額は10,000ドルで据置き。

(4) 定期預金の期限前解約に対するペナルティの変更

現行の規定では、預金者が定期預金を期限前解約する場合、受取金利は貯蓄金利の上限金利以下となるうえ、さらにそこから3か月相当分の利子を控除されることとなっているところ、今後は次のように改める。

① 期間1年超の定期預金を期限前解約する場合

受取り金利は当初所定金利とするが、そこから6か月相当分の利子を控除。

② 期間1年以内の定期預金を期限前解約する場合

受取り金利は当初所定金利とするが、そこから3か月相当分の利子を控除。

(5) 合同預金(pooled deposits)の開設容認(注)

複数の預金者が大口預金の高金利を享受するため小口資金をプールして共同で預金口座を開設することを認める。ただし、金融機関が同depositsの開設を広

## 定期性預金金利の上限一覧

	金利上限				備考	
	商業銀行		貯蓄金融機関			
	旧	新	旧	新		
貯蓄預金 N O W 勘定	5.0 5.0	5.25 5.0	5.25 5.0	5.5 5.0	0.25%引上げ	
定期預金						
30日以上90日未満	5.0	5.0	—	—		
90日以上1年未満	5.5	5.5	5.75	5.75		
1年以上2年未満	6.0	6.0	6.5	6.5		
2年半以上4年未満	6.5	6.5	6.75	6.75		
4年以上6年未満	7.25	7.25	7.5	7.5		
6年以上8年未満	7.5	7.5	7.75	7.75		
8年以上	7.75	7.75	8.0	8.0		
T B 金利基準(期間) 定期預金証書(6か月)	6か月ものT B平均入札利 回り	6か月ものT B平均入札利 回り	6か月ものT B平均入札利 回り +0.25% (注)	6か月ものT B平均入札利 回り +0.25% (注)	最低預金額制 限(1,000ドル) を撤廃 最低預金額 (10,000ドル)	
財務省証書金利基準(期間) 定期預金証書(4年以上)		4年物財務省 証書平均利回 り -1.25%		4年物財務省 証書平均利回 り -1%	新設	

(注) ただし、TBレートが8.75%以下の場合に限る。TBレートが8.75~9%までの場合は9%を、同9%以上の場合にはTBレートをそれぞれ上限とする(4月号「要録」参照)。

告等によって勧奨してはならないこととする。

(注) 従来当局では、1968年、70年の2度にわたりこの預金はレギュレーションQ等の精神に反するため認められないとの解釈をとっていたが、今般この見解をひるがえしたもの。その意味で上記(1)~(4)のレギュレーションQ等の規定の変更とは性質が異なる。

2. また連邦住宅貸付銀行理事会は同日、傘下の連邦貯蓄貸付組合に対して7月1日から82年12月31までの間変動金利制住宅貸付(variable-rate mortgages)の取扱いを認める旨発表した(注)。その概要は次のとおり。

- (1) 各連邦貯蓄貸付組合の変動金利制住宅貸付は当該組合の年間住宅貸付総額の50%を限度とする。
- (2) 同金利は、連邦住宅貸付銀行理事会が6か月ごとに発表する連邦貯蓄貸付組合の平均資金調達コストを作成した指標に連動させることとし、同指標が低下した場合には金利を引下げなければならないが、同指標が上昇した場合には、金利を引上げるか否かは各貸付組合の選択にまかせる(ただし金利引上げを見送った組合は、次に金利を引上げようとする時には当該分を上乗せしなければならない)。
- (3) 金利の変更は年1回、上下各0.5%の範囲内とする。また、貸付期間中に認められる金利引上げ幅は累計2.5%までとする(累計引下げ幅については制限はなし)。

(4) 変動金利制と固定金利制の選択権は借手が持つ。

(5) 変動金利制を選択した借手は、金利の引上げを通告された際、①当該ローンの借入期間を当初設定した期間の1/2の範囲内で延長する(ただし毎月の返済額は当初約定水準を下回らないこと)か、②90日以内に当該ローンを返済するか、③金利引上げに応ずるか、いずれかを選択することができる。

(6) 貸手は、ローン契約締結前に借手に対し、返済スケジュールや金利の変更見通し等を含め変動金利制と固定金利制の相違点を説明しなければならない。

(注) 本制度はすでにカルフォルニア・ワシントン等いくつかの州で州法の規定により州法銀行、州法貯蓄金融機関に認められているが、特にカルフォルニア州の金融機関が本制度を活発に利用していると伝えられ、このため連邦住宅貸付銀行理事会は本年1月同州の連邦貯蓄貸付組合に対してこの制度の導入を認めた経緯がある。

## ◇カーター大統領、預金金利規制の段階的撤廃等を要請

カーター大統領は5月22日、議会に対しメッセージを送付、その中で預金金利規制の段階的撤廃を含む「包括的な金融制度の改革法案(comprehensive financial reform legislation)」を立法化するよう要請した。この大統領の要請は過去2年間財務省を中心とした政府機関によ

る共同検討の結果を踏えたもの(4月中旬大統領に報告書を提出)で、要請内容は特に「現行預金利規制のもとで不当な損失を被っている小口預金者の救済」(カーター大統領)に配慮したものとなっている。要請内容は次のとおり。

#### (1) 預金利規制の段階的撤廃

すべての現行預金利を、一定の経過期間内に段階的に市場金利の水準まで引上げる。ただし、連邦準備制度等金融機関監督当局に対し必要な場合緊急措置を講ずる権限を留保する。

#### (2) 貯蓄金融機関の資産運用対象拡大等

連邦貯蓄金融機関に対し、①総資産の10%を限度とする消費者ローンの供与および②変動金利制住宅貸付の取扱いを認める(いずれも上記措置に伴って見込まれる預金利の上昇を映した資金コスト増に配慮したもの)。

#### (3) 決済勘定(transaction account)的性格を有する貯蓄勘定の一般化

現在、特定州ないし特定の業態に限定されているNOW勘定(振替指図書により資金移転可能な貯蓄預金)やATS勘定(要求払預金への自動振替可能な貯蓄預金)等決済勘定的性格を有する貯蓄勘定の取扱いをすべての連邦預金保険制度加盟金融機関に認める。ただし、同勘定の開設は個人のみに限定。

### ◇米国財務省、財務省証券の入札方式を変更

米国財務省は5月15日、最近新規発行財務省証券の消化先が特定の投資家層に集中、これが、市場の狹隘化を招いている状況にかんがみ、新発債の入札に際しての競争促進と応募消化先の分散を図るために、財務省証券の最終割当限度額の引下げ等入札方式を次のように変更する旨発表した。

#### (1) 最終割当限度額の引下げ

市場性財務省証券の一応募者当り最終割当限度額を従来の「入札総額の25%以内」から「一般応募者に対する入札割当額(入札総額から連邦準備制度割当分を除く)の25%以内」に変更し即日実施する。

#### (2) TB入札に際して応募者からポジション報告を徴求

6月18日以降、TBの入札に際して応募者は、当該TB入札への応募額を加えると自己の同満期日となるTBのポジション(ベースは入札日前日、先物取引分も含む)が2億ドルを超える買持となる場合はその額を入札申込書に記入することとする。なお、応募者が顧客勘定で応募する場合で、その顧客のTBポジションが2億ドル超の買持となるときには、応募者は顧客

に代り同様の報告を行うことが必要。

### ◇米国、貯蓄国債の金利引上げを発表

米国政府は5月10日、先に貯蓄国債の金利上限が引上げられた(6.0→7.0%、5月号「要録」参照)のに伴い実際の発行レートを現行の年6.0%から6.5%に引上げ、6月1日以降実施する旨発表した。今次措置は73年12月の引上げ(5.5→6.0%)以来のもので、この新レートは新規発行分のほか、既発行分についても残存期間について自動的に適用される。

### ◇米国、賃金・物価安定協議会の存続期間を延長

カーター大統領は5月10日、来たる9月30日に期限切れとなる賃金・物価安定協議会(Council on Wage and Price Stability, 74年8月24日設立)の存続期間を80年9月30日まで延長する法律に署名した。

なお同法律にはあわせて①賃金・物価安定協議会に対し生産性向上促進策の検討を指示する旨の規定および②「完全雇用と均衡成長法」(昭和53年12月号「要録」参照)に従って連邦歳出規模を81会計年度までに国民総生産の21%以下に、また83年度までに同20%以下に抑えることを国家目標として設定する旨の規定が盛込まれている。

### ◇カナダ、進歩保守党政権発足

カナダでは5月22日、総選挙が実施され、クラーク(Joe Clark)党首の率いる進歩保守党(Progressive Conservative)が連邦下院282議席のうち136議席を獲得して第1党となった。この結果、進歩保守党は16年間続いた自由党(Liberal)政権(1963~1968ピアソン首相、1968~79トルドー首相)に代って政権を担当することとなり、6月4日、新内閣が誕生した。新内閣の主なメンバーは次のとおり。

首相 Joe Clark  
(Prime Minister)

蔵相 John Crosbie  
(Minister of Finance)

外相 Flora MacDonald  
(Secretary of State for External Affairs)

歳入相 Walter Baker  
(Minister of National Revenue)

経済開発・通商相 Robert de Cotret  
(Minister of Economic Development and Trade)

エネルギー・鉱山資源兼科学技術相 Ray Hnatyshyn  
(Minister of Energy Mines and Resources, and Minister of State for Science and Technology)

なお、進歩保守党は今回の選挙にあたって以下のような政策を公約している。

#### (1) 経済政策

- ① インフレ率を現在の年率9.8%から5%に、失業率を同7.9%から85年までに5.5%にそれぞれ引下げること。
- ② 企業に対する政府の介入を抑制するとともに減税等景気刺激策を講じて経済成長率を現在の年率3%を若干上回る水準から5.25%に引上げる。

#### (2) エネルギー政策

1980年代を“エネルギーの10年”とし、

- ① 個人・企業に対してエネルギー節約促進のため、財政面から優遇措置を講ずる。
- ② 国内の石油開発を促進し、1990年までにエネルギーの自給化を達成する。

### カナダにおける総選挙の結果

	新議席数	前回 (74年)		
		今回 得票率 (%)	同 選舉 得票率 (%)	左 得票率 (%)
進歩保守党 (Progressive Conservative)	136	48.2	95	36.0
自由党 (Liberal)	114	40.4	141	53.4
新民主党 (New Democratic Party)	26	9.2	16	6.0
社会信用党 (Social Credit)	6	2.2	11	4.2
その他の	0	—	1	0.4
計	282	100.0	264	100.0

(注) 79年から議席数は18増。

### 歐州諸国

#### ◇ブンデス銀行、工業用原材料備蓄積増しのための特別手形再割引わくの設定を決定

ブンデス銀行は、5月3日の定期中央銀行理事会(マットヘーファー蔵相出席)において、特定工業用原料の備蓄積増しを金融面から援助するため、特別手形再割引わくを設定(注)する旨決定、発表した。

本措置の概要は、ブンデス銀行が今後総額6億ドイツ・マルクの範囲内で、輸入依存度が高く、安定確保が特に望まれる特定工業用原材料(クローム、コバルト、マンガン、バナジウム、アスペスト等)の備蓄にかかる備蓄機関等の発行する期間3ヶ月以内の手形につき再割

引に応ずるというものである。本再割引わくの継続については、金融情勢等を考慮のうえ、1年ごとに見直しを行うこととされている。

(注) 本措置は、79年初マットヘーファー蔵相がブンデス銀行の外貨資産を活用して前記特定工業用原材料の備蓄増加を図ろうと提唱したことに対応するものであったが、これに対して、ブンデス銀行、経済省(ラムスドルフ経済相)は、現行ブンデス銀行法のもとでは、対価の受取りを伴わない単純な資金の拠出は行い不得として強く反対したため、一時見送られていた。しかし、その後の双方の折衝によりようやく歩み寄りの気運が高まり、備蓄機関に信用供与を行った金融機関(復興金融公庫等)に対し、ブンデス銀行がリファイナンスに応するとの構想では合意に達し、今回の措置に至った。

#### ◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は、5月7日、2種類の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行の連邦債の発行条件(5月号「要録」参照)に比べると、最近の債券市況の軟調を映じ(注1)、期間6年もの、10年ものとも応募者利回りが若干引上げられている(それぞれ7.0→7.41%、7.36→7.65%)。

(注1) 国債利回り(単位・%)

54/1月末	2月末	3月末	4月末	5月4日
残存期間 6年 〃 10〃	6.42 6.90	6.65 7.11	6.77 7.15	6.99 7.41
				7.24 7.59

2. 本決定につき、市中筋では「今回の発行条件は、市場の実勢を一応反映しているものの、連日じりじりと金利が上昇し、投資家の長期債への投資手控えが目立つ現在の市場環境のもとでは、本連邦債の円滑消化が可能かどうか疑問も残る」とする向きが多い。

	(1)	(2)
期間(年)	6	10
表面利率(%)	7.25	7.50
発行価格(〃)	99.25	99.00
発行額(注2)(億マルク)	7.5	7.5
応募者利回り(%)	7.41	7.65
売出し期間	5月10~14日	

(注2) ただし、上記発行額(1)、(2)のうち各1億マルクについてはブンデス銀行が当座の間留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

#### ◇西ドイツ政府、エネルギー節約のための重点施策を決定

西ドイツ政府は5月16日、イラン危機後の原油供給事情の悪化のほか、80年代後半にも顕現化が予想される世界石油需給のひっ迫に対処するため、今後重点的に推進すべきエネルギー節約対策(注)を閣議決定した。

(注) 本対策の中には、ガソリン等の割当て制等行政面からの直接

規制は含まれておらず、政府としてはあくまでプライス・メガニズムによるエネルギー需要抑制を施策の中心に据えていく方針を明らかにしている。

本対策の概要は以下のとおり。

(1) 家屋・室内暖房

イ. アパート等集団住宅における居住者が、暖房費用を実際のエネルギー消費量に応じて負担するよう計器取付け面等において建築規制の改正を図る(現状は使用面積による費用分担が一般的)。

ロ. 窓わく等保温設備取付けの促進を図る。

(2) 地域集中暖房

火力発電やごみ焼却等に伴う余熱の利用を促進する(財政資金も投入)。

(3) 電力消費節減

電力消費を節減するため、ヒートポンプ式エアコンの普及を図る(同装置設置の場合には電力料金を割引くこととし、夏休みまでに電力料金規定の修正を行う)。

(4) 交通関係

イ. 低ガソリン使用車の開発(85年までに現行比10～12%節約可能な乗用車車種を開発)。

ロ. 交通信号システムの改善による交通渋滞の解消。

ハ. 現行自動車税をガソリン消費税に吸収するため、税制の改正を図る(本措置によりガソリン料金は現行比1ℓ当たり14ペニヒ<約15%>引上げられ、消費者の節約意欲の高まりが期待される)。

ニ. 交通機関におけるエネルギー節約技術の開発援助。

(5) 官庁等公共部門関係

イ. 政府庁舎等のエネルギー節約のための建築投資を推進する。

ロ. 暖房費用の節約(室内温度の最高を20℃に抑える)。

ハ. 公用車の経済速度維持(最高130km/h)。

(6) エネルギー節約思想の啓蒙

消費者教育、エネルギー関連技術者教育の強化。

◇西ドイツ、雇用促進措置を決定

西ドイツ政府は5月16日、北部を中心とする23地域の高水準の失業率を低下させるため、総額5億マルクの雇用促進措置<sup>(注)</sup>を閣議決定した。

その内容は以下のとおり。

(1) 職種転換、配転等のための職業訓練促進(1.5億マルク)

イ. 職種転換のための企業内再教育期間中、賃金の90

%を支給する(企業外職業訓練の場合は同100%を支給)。

ロ. 繼続訓練(Fortbildung)契約にかかる職業訓練については、2年を限度に賃金の90%を支給する。

ハ. 配転のための職業訓練については、1年を限度に賃金の最高80%まで支給する。

(2) 未熟練労働者および長期失業者の職場適応訓練による雇用促進(2.0億マルク)

イ. 未熟練労働者および6か月以上の失業者で企業と雇用契約を締結した場合には、職業訓練期間中の賃金の90%を支給する。

ロ. 職業適応訓練契約のみの場合、1年を限度に次のとおり支給する。

6か月以上1年未満の失業者……賃金の70%  
1年以上の失業者……………同 80%

(3) 社会福祉関連事業における雇用促進(1.5億マルク)

イ. 6か月以上の失業者の雇用については、職場適応訓練がない場合でも、福祉事業主に対し労働者1人当り2,000マルクの一時金を支給する。

ロ. 社会福祉関連施設建設業者による上記失業者の雇用については同業者に対し労働者1人当り1,000マルクの一時金を支給する。

(注) 本措置は、エーレンベルク労働相の提案による「失業克服のための重点計画」(Schwerpunktprogramm zur Bekämpfung der Arbeitslosigkeit)に基づいて決定されたもの。本措置の支給対象先は企業で、申込み期間は、79年8月1日～80年7月31日の1年間。対象地域については、78年中の失業率が6%を超える以下の地域。

カッコ内は78年中失業率

○ニーダーザクセン、ブレーメン州職業安定所管下5地域  
……Braunschweig(6.1%)、Emden(8.8%)、Leer(8.8%)、Uelzen(6.2%)、Wilhelmshaven(6.5%)

○ノルトライン・ヴェストファーレン州職業安定所管下9地域  
……Aachen(6.1%)、Bochum(6.7%)、Dortmund(6.6%)、Duisburg(7.8%)、Essen(6.4%)、Gelsenkirchen(7.6%)、Hamm(6.2%)、Oberhausen(6.3%)、Recklinghausen(6.1%)

○ラインラント・ファルツ、ザールラント州職業安定所管下3地域  
……Neunkirchen(8.0%)、Saarbrücken(8.6%)、Saarlouis(6.9%)

○バイエルン州職業安定所管下6地域  
……Deggendorf(8.4%)、Passau(9.1%)、Regensburg(6.2%)、Schwandorf(9.5%)、Schweinfurt(6.6%)、Weiden(6.3%)

◇ブンデスバンク、銀行流動性緩和措置を決定

1. ブンデスバンクは、5月17日の定例中央銀行理事会において、更年後の短資流出による銀行流動性の過度のひっ迫を緩和するため、平衡請求権証券(Mobilisierungs-U-Schätze)および流動化証券<sup>(注1)</sup>(Liquiditäts-U-

Schätze)のうち期限前買入れの認められていない証券(79年12月31日までに満期到来のものに限る)について、金融機関に対し新たに期限前買入れに応ずる(注2)旨決定、発表した。

(注1) 平衡請求権とは、1948年6月の通貨改革の結果生じた資産の損失を補償し、貸借バランスを調整するため、レンダーバンク(ブンデスバンクの前身)、市中金融機関、郵便貯蓄銀行等に認められた対政府債権で、一種の交付公債である。平衡請求権は1955年5月におけるレンダーバンクと大蔵省との取決めにより、大蔵省証券(Schatzwechsel)または割引国庫債券(Unterzinsliche Schatzanweisungen)と交換できることになった。これを平衡請求権証券と呼ぶが、ブンデスバンクに対しては平衡請求権保有残高(約87億マルク)の範囲を超えて、オペ玉対策の見地から、経済安定成長促進法により、さらに別わくとして80億マルクの追加的大蔵省証券なし割引国庫債券の交付(流動化証券)を求めることができることとされている。

(注2) 本措置によるブンデスバンクの買入れ額は、3,178百万ドイツ・マルク(応募額3,224百万ドイツ・マルク)、買入れ利回りは4.85~5.10%とされている。

2. 本決定の背景につき、市場筋では「更年後の短資流出やブンデスバンクの流動性吸収策に伴い、銀行流動性が急減(78年12月末 138.0億マルク→79年4月末 39.9億マルク)している状況下、金融市場の需給ひっ迫が予想される6月の納税期を控え、ブンデスバンクが現行引締め政策のわく内で技術的な調整を図ったもの」としている。

◇西ドイツ、金融制度の基本問題に関する検討報告答申  
1. 西ドイツ金融制度の基本問題に関し、1974年来4年間にわたり検討を続けてきたゲスラー委員会(注1)は、5月22日、マットヘーファー蔵相に対し、その検討結果を答申した。

(注1) 1974年6月のヘルシタット銀行破たん後の緊急対策(大口信用規制強化等の信用制度法改正)に盛込まれなかった金融制度に関する基本問題の検討を目的として、同年アベル前蔵相のもとに設置された蔵相の私的諮問機関(メンバーは10名大蔵省、司法省、ブンデスバンク代表各1名、金融機関代表4名、労働界代表1名、学界代表2名)、委員長はゲスラー・ボン大学教授<元法務省局長>で、アベル蔵相時代はアベル委員会と俗称。

本答申の概要は以下のとおり。

(1) 銀行の企業あるいは経済への影響が振りに強過ぎるとしても、銀行の国有化、公共化ないし政府からの監査役会、取締役会への人的派遣等により問題を解決することはできない。すなわち、国有化は現在の銀行に国家が取って代わるに過ぎず、また国有化のもとでは、国自体が貸出リスクのすべてを負わねばならないことにもなる。さらに、銀行経営の意思決定機関への官吏の派遣は、現在の自由経済のメカニズムを根底から変えてしまうことにもなり、不適当である。現行ユニバーサル・バンキング・システム(証券、銀行兼営主義)については、これがすでに歴史的に定着した制

度であり、金融効率等の面でのメリットも多い点を考慮すれば、これを銀行の過大な影響力の主因と断定して、銀行、証券業務の分離を進めることには賛同できない。

(2) 現行制度のわく内の改革としては、第一に、銀行の企業株式保有を25%プラス1株に制限(現行信用制度法では保有制限なし)することが考えられる。ただし、8~10年の経過期間を設けるとともに、上記比率を達成するための株式売却については、税制面からの負担軽減措置が必要となろう。第二に、株主総会における銀行の議決権代理行使(注2)については、現在包括授権制度となっているが、将来は株主の特別多数決を要する事項あるいは銀行関係者の企業監査役への選任等の重要な案件に関しては、少なくとも個別の授権を必要とするよう改めるべきである。

(注2) 西ドイツでは、顧客から債券の保管等預託を受けた銀行が当該株主から包括授権を受け、株主総会において議決権を行使するのが慣例となっている。

2. 本答申に対する反響をみると、西ドイツ銀行協会等では、ユニバーサル・バンキング・システムに手をつける必要なしとの結論は当然としながらも、企業の株式保有制限の導入については、「銀行の株式保有比率が過去10年間むしろ低下傾向にあること、また全体としてみれば、同比率は公的当局や外国企業に比べるかに低いこと等からみて、本答申は明らかに株式保有を通じる銀行の影響力を過大評価している」として、一様に反対している。

#### ◇西ドイツ、マルク建外債の新規発行抑制を決定

西ドイツ中央資本市場委員会ドイツ・マルク建外債小委員会(通称 ZKMA)は、最近の債券市況の低迷をながめ、5月30日、6月の外債発行をスウェーデン国債2億ドイツ・マルクのみに抑制することを決定、発表した(注)。

(注) 本委員会は、当初5月18日開催の予定となっていたが、債券市況の低迷が続き、先行き見通しをつけ難い状況にあったため、これまで延期されていた。なお、次回開催(6月27日の予定)までの間に中間会合を開き、市場環境によっては若干の上乗せ発行も検討する予定であるとされている。

西ドイツのマルク建外債発行額(単位・百万マルク)

79/1月	2月	3月	4月	5月
730	3,485	751	620	845

#### ◇ブンデスバンク、オペレーションの拡大およびロンパート・レートの引上げを決定

1. ブンデスバンクは、5月31日の定期中央銀行理事会において以下の措置を決定、発表した。

(1) 公開市場操作の一環として、ロンパート貸付適格債券の売戻し条件付買入れ(注)に応ずる。

(2) ロンパート・レートを0.5%引上げ、5.5%とする(6月1日以降実施)。

(注) 対象金融機関は、手形再割引取引先。適格債券は、証券取引所に上場されているもの、および取引所取引の認められている連邦中期債(Kassenobligationen 連邦政府、連邦鉄道、連邦郵便の発行にかかるもの)。期間は差当り30日を目途とする。

2. 本措置についてエミンガー・ブンデス銀行総裁は、次のとおりコメントしている。「このところ金融機関のロンパート貸付への依存が恒常に高水準となっているが、本来ロンパート貸付は、一時的かつ緊急な場合に限るものである。今回の措置は、中央銀行の資金供給のルートをロンパート貸付から債券の売戻し条件付買入れにシフトさせることをねらいとしたものであり、今後はこれまでのようにロンパート貸付に無制限に応ずることは極力避ける意向である。債券の売戻し条件付買入れのレートは、現在の市場レートである約5%を目指して考えており、今後ロンパート貸付を緊急時に限るという本来の姿に戻すうえで、オペレーションの拡大と同時にロンパート・レートを5.5%に引上げることとした。これに伴い、市場レートが手形再割引レートとロンパート・レートの中間に位置するというバランスのとれた金利体系が実現することが期待される。上記趣旨からみて明らかなように、今回の決定はなんら政策の基本的変更を意味するものではない。」

#### ◇フランス政府、石油製品価格等の引上げを決定

フランス政府は5月4日の物価委員会(Comité Nationale des Prix)において、工業製品価格規制の対象である石油製品価格および電気料金を下記のとおり引上げ、同5日以降実施する旨決定、発表した。今回の値上げは、2月10日の軽油、灯油等一部石油製品の価格引上げに続く第2回目のものであり、前回引上げ以降4月初までの原油価格の上昇やフラン相場の水準を勘案して決定したものとされている。

(価格はすべて1リトル当り)

スーパー・ガソリン	2.75→2.86フラン、+4.0%
レギュラー・ガソリン	2.54→2.65フラン、+4.3%
軽油	1.79→1.85フラン、+3.4%
灯油	0.98→1.03フラン、+5.1%
電気	平均+7.5%

エネルギー料金の引上げについては、4月央来種々取りざたされていたが、今次決定につき政府は、「投機的動きに拍車をかけないようにしたいとの配慮もあり、約

1か月間値上げ決定を見送ってきたもの」と説明している。

#### ◇フランス、金融機関に対する79年下期中の基準貸出わくを決定

1. フランス銀行および国家信用理事会は5月22日、79年下期中の貸出準備率高率適用制度にかかる基準貸出わくの適用方針を以下のとおり決定、銀行協会あてに通達した。

今次方針の概要は以下のとおり。

(1) 適用貸出準備率、適用対象金融機関、適用対象貸出の範囲等は従来どおり(53年11月号および51年10月号「要録」参照)。

(2) 79年下期の基準貸出わく

78年末の基準貸出わくをベース(=100)として、79年7~12月につき、対象金融機関グループ別および各月別に以下のとおり基準貸出わくを設定する。

79年7月 8月 9月 10月 11月 12月

##### 一般貸出

第1グループ	100	100	101	102	103	104
第2グループ	103	103	104	105	106	107
第3グループ	104	105	106	107	108	109
短期輸出信用	109	110	111	112	113	114

ただし、第2・第3グループに属する金融機関のうち78年6月末の対象貸出残高が2億フラン以下の先について、上記基準わくに各月とも4ポイント上乗せする。

2. 今回発表された79年下期わくを、昨年10月12日設定済みの上期わくに比較すると、上記ただし書きにより例外扱いとされた対象貸出残高2億フラン以下の小規模金融機関に対する基準わくの上乗せ率が、2ポイントから4ポイントに拡大されたこと以外変更ではなく、各月の基準貸出わくは上期と同様、前年同期わく比1ポイント減の水準に設定されている。これにつき当局では、「79年上・下期とも前年同期わく比1ポイント減に設定したのは、79年のマネーサプライ増加率目標値が、78年の前年比+12%から同+11%に引下げられたこと、および、企業の資金需要が引き続き低水準で推移していること等を考慮して定めたもの」と説明している。

#### ◇フランス、国内債の新規発行の一時停止を決定

フランス経済省は5月25日、債券市場における国内債の新規発行を当分の間停止する旨決定、発表した。今次起債停止措置は、5月に入って、既発債利回りが急上昇し(注)、新発債の消化難が拡大してきたこと(国別動向

参照)に対処してとられたものである。しかし、政府が直ちに新発債の条件改訂に踏切らず、起債の停止という一時的措置を採用した点に関して市場筋では、「①政府が、最近の金利上昇を市場心理の一時的緩で長続きしないと見ていることに加え、②民間設備投資の振興という景気対策上からも、また、国家、国営企業、地方公共団体等の利子負担増を避けたいという財政上の見地からも、長期金利は極力低めに維持したいとの意向が働いたことによるもの」(レ・ゼロー紙ほか)とみている。

(注) 政保債流通利回り(10年超もの平均・%)

79/3月末	4月末	5月第1週末	同第2週末
9.74	9.64	9.63	9.70
5月第3週末	同第4週末		
9.94	9.96		

#### ◇フランス、第3次若年失業者等雇用対策を発表

1. フランス政府は5月30日、本年7月1日以降1981年12月末までの2年半を対象期間とする第3次若年失業者等雇用対策を決定、発表した。今次対策は、1977年7月から実施された第1次対策(52年5月号「要録」参照)、1978年7月から実施された第2次対策(53年6月号「要録」参照)に続く、バール政権下で第3回目の大型雇用対策である。

今回決定された対策の概要は以下のとおりである。

- (1) 社会保険料企業負担分の一部国庫肩代り……若年者(16歳以上25歳以下、以下同じ)の新規雇用(最低雇用期間6か月)に伴い増加した社会保険料企業負担分の国庫肩代り措置は、全企業について、最初の1年間に限り50%を国庫が肩代りするものとする(第2次対策では従業員数500名未満かつ年商1億フラン未満の中企業のみに限定)——要資6.75億フラン、雇用拡大数年間13.5万人。
- (2) 企業内職業訓練受講中の若年見習工に対する所得保証……見習工として企業内職業訓練を受けている若年者に対し、法定最低賃金(SMIC)の90%を保証(ただし、うち20%は企業が負担、保証期間4か月、なお第2次対策では、適用対象を手工業従事者のみに限定)——要資9億フラン、雇用拡大数12万人。
- (3) 職業訓練教育受講者に対する所得保証……職業訓練教育を受講する若年者のうち、18歳以上の者に対しては最低賃金の75%を、また16歳以上18歳未満の者に対しては最低賃金の25%を保証する(保証期間6か月間)——要資7億フラン、雇用拡大数4万人。
- (4) 徒弟修業者(apprentissage)に対する社会保険料負担免除……徒弟修業契約に基づき修業中の若年者については、契約期間に応じ1~3年間、社会保険料負担

(企業規模に応じ、雇主および個人負担の双方または雇主負担分のみ)を免除する——要資4.6億フラン、雇用拡大数11.5万人。

- (5) 中高年失業者雇用企業に対する補助……中高年失業者(45歳以上で1年以上失業中の者)を雇用した企業(最低雇用期間1年)に対し、1名当たり8,000フランの補助金を支給する——要資1.2億フラン、雇用拡大数1.5万人。
- (6) 従業員を雇用した零細企業者(artisanat)に対する補助……1年以上の契約期間をもって従業員を雇用した零細企業者に対し、5,000フランの補助金を支給する(雇用従業員数の多寡には関係なく定額)。
- (7) 婦人失業者対策……上記(1)~(3)の措置は、過去6年以内(第2次対策では2年以内)に失業した独身女性等にも準用する。

2. 政府では、本対策実施に要する財政負担額は年間35億フラン、またこれによる雇用増は年間約45万人と説明している。しかし、今次対策発表に対する反響をみると、適用対象の拡大等につき一応評価する声も聞かれるものの、労働界にあっては、「政府の施策は永続的な雇用を保証するものではなく、これでは問題の根本的解決にはならない」(CGTほか)として批判的態度を示している。

#### ◇英国、IMFスタンダード・バイ借入を全額期限前返済

1. 英国政府は5月2日、IMFスタンダード・バイ取決め(極度額33.6億SDR、期間52年1月3日から54年1月2日、期限切れ後3~5年のうちに返済、52年2月号「要録」参照)に基づく引出し残高784百万SDR(約10億ドル)を4月に全額期限前返済したと発表した。この結果、英国はIMFによる国内経済政策運営に関する制約から解放されることになった。
2. 今回の措置は、石油情勢の悪化に伴い北海油田を持つ英国の地位が見直されポンド相場が堅調に推移していることや、他の欧米諸国に比べ金利水準が高く外資の流入が多額にのぼり外貨準備が高水準となっていること(4月末215億ドル)等を背景に実施されたものである。

なお、今回の措置により英国の対IMF借入はオイルファシリティから引出された10億SDRのみとなった(51年2月号「要録」参照)。

#### ◇イタリア、総選挙の開票結果

1. イタリアでは、3月31日の第5次アンドレオッティ内閣総辞職、4月2日の議会解散(4月号「要録」参照)のあとを受けて、6月3・4日の両日、上・下両院の議

員を選出する総選挙が実施された。今次選挙の開票結果は別表のとおりである。

これによれば、与党キリスト教民主党は、第1党の地位は確保したものの得票率が予想外に伸び悩み、下院の議席数は横ばいとなった。一方共産党は、「歴史的妥協路線」の行詰まりから支持層に分裂が生じたことが響き、前回比27議席減の大幅後退(下院)を示した。二大政党が失った票は、社会党、社会民主党等の中間政党に流れ、これらの中間政党がそれぞれ議席を増やした。この結果、安定した政権を単独で担当し得る政党が出現せず、議会内の勢力分布に大きな変化は生じなかった。

2. こうした選挙結果を受けて、今後の政治動向についてはキリスト教民主党を中心とする組閣工作の難航は必死であり、「政治的行詰まりは今後なお持続しよう」(ル・モンド紙)とする見方が支配的である。また、共産入党閣の可能性は、今回の選挙における同党の退潮によって少くなり、組閣工作の帰趨は、第3党である社会党の出方にかかっているとする向きが多い。

	下院				上院			
	新議席数	76年選挙		新議席数	76年選挙		同左	得票率
		今回得票率	議席数		同左得票率	議席数		
キリスト教民主党	262	% 38.3	262	% 38.7	138	% 38.3	135	% 38.9
共産党	201	30.4	228	34.4	109	31.5	116	33.8
社会党	62	9.8	57	9.6	32	10.4	29	10.2
イタリア社会運動(ネオ・フ・アシスト)	30	5.3	35	6.1	13	5.7	15	6.6
社会民主党	20	3.8	15	3.4	9	4.2	6	3.1
共和党	16	3.0	14	3.1	6	3.4	6	2.7
自由党	9	1.9	5	1.3	2	2.2	2	1.4
その他	30	7.5	14	3.4	6	4.3	6	3.3
合計	630	100.0	630	100.0	315	100.0	315	100.0

#### ベルギー中央銀行、2度にわたり公定歩合を引上げ

1. ベルギー中央銀行は、最近における為替市場の動向にかんがみ、5月3日(6→7%)、31日(7→8%)の2度にわたり公定歩合の引上げを実施した(別表参照)。

なお、5月3日の公定歩合(再割引限度わくのうちAわくに対して適用される再割引歩合)引上げに当っては、高率の再割引歩合(7%)の適用されていたBわく分について、据置かれたため、昨年10月以来2分化されていた(注)再割引歩合は一本化されることとなった。

(注) 再割引限度わくは昨年10月12日、外貨流出防止措置として金利が引上げられた際に2分化され、Aわく(全体の75%)に対して適用される再割引歩合は「狭義の公定歩合」として景気への配慮から据置かれた。じらい「狭義の公定歩合」は今次引上げまで変更されることなく、再割引わくのうち残るBわく(同25%)の再割引歩合のみ債券担保貸付金利とともに変動していた(53年11月号、54年2月号および4月号「要録」参照)。

2. 本措置に関し、ベルギー中央銀行では、「今次引上げのねらいはもっぱら、このところEMS(欧洲通貨制度)内で売投機の的となっているベルギー・フラン防衛にある。2度にわたる金利引上げが国内景気、あるいは現在売出し中の国債消化にある程度影響を及ぼすことも考えられるが、EMS維持のための代償として割切るべきであると判断した」と述べている。

#### ベルギー中央銀行の金利引上げ

(年率、単位・%)

	変更前	79年5月3日以降	79年5月31日以降
再割引歩合 Aわく (再割引限度 わくの75% まで、狭義 の公定歩合)	6.0	7.0	8.0
Bわく (再割引限度 わくの残る 25%)	7.0		
債券担保貸付金利 貸付限度わく 内の貸付 適用金利	7.0	7.0(不变)	8.0
貸付限度わく 外の高率 適用金利  (注) 3か月もの インターバン ク・レート +0.5、ただし 最低7.0	(注) 3か月もの インターバン ク・レート +0.5、ただし 最低7.0	(注) 3か月もの インターバン ク・レート +0.5、ただし 最低7.0(不变)	(注) 3か月もの インターバン ク・レート +0.5、ただし 最低8.0

(注) 中央銀行の裁量により決定。

#### オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は5月30日、基準割引歩合を0.5%引上げて7%とし、31日以降実施する旨発表した(担保貸付歩合<7.0→7.5%>、約束手形割引歩合<7.5→8.0%>もそれぞれ0.5%引上げ)。同行の公定歩合変更は昨年10月13日の1%引上げ(53年11月号「要録」参照)に続くものである。

2. 本措置に関し、同行は「内外金利水準の上昇傾向にかんがみ決定したもの」とコメントしている。

一方、市場筋では「通常金曜日に行われる公定歩合変更の決定が水曜日に行われたのは異例であるが、同日のベルギー公定歩合引上げ(7→8%、「要録」別項参照)に伴い為替の売圧力がギルダーに向かってくることが予想

される以上、当然考えられる措置」と受止めている。

#### ◇オランダ銀行、商業銀行の対外ポジション規制を緩和

1. オランダ銀行は、これまで商業銀行の対外ポジション(対外負債の対外資産に対する超過額)を5百万ギルダー以下に抑えるよう規制してきたが(39年8月号「要録」参照)、5月31日、6月1日以降以下のように緩和する旨発表した。

(1) 商業銀行の対外総資産額(輸出手形を含む)  
従来は国内勘定に計上され対象外)に応じて、以下の方法により各行別に対外ポジション限度額を定める。

イ. 対外総資産が2億ギルダーを超える場合には、次の割合で算定された金額の合計をもって限度額とする。

5億ギルダー以下の部分についてその10%、5億ギルダー超10億ギルダー以下の部分についてその5%、10億ギルダー超の部分についてその1%。

ロ. 対外総資産額が2億ギルダーに達しない場合はその金額にかかわらず限度額を20百万ギルダーとする。

ハ. 各行は限度額の算定基準となる対外総資産額につき1978年末または1978年第4四半期平均のいずれかを選択することができる。

2. 本措置は、外資の流入を促進し、欧洲通貨制度において弱い立場にあるオランダ・ギルダー相場の建直しを図るためにとられたものとされており、オランダ銀行では「今回の措置により商業銀行全体の対外ポジションは従来の2.5~3億ギルダー(約1.2~1.4億ドル)から33億ギルダー(約15.8億ドル)に増加するとみられる」としている。

#### ◇スイス、中央銀行法を改正

1. スイス中央銀行法は、昨年12月、改正案が議会を通過し、その後国民投票(Referendum)の要否を決める国民審査(期間3ヶ月以内に5万人以上の有権者の請求があった場合、国民投票を実施)に付されていたが、本年3月27日に審査期間が満了、同法改正は国民投票に付されることなく確定した。改正法は、今後政府の施行手続を経て、年央には発効する見通しとされている。

同法改正の主要点は以下のとおり。

##### (1) 政策、業務関係

イ. 準備預金制度に関する原則を新たに規定。

最低準備率の最高限度は次のとおり。

		(単位・%)	
		残高ベース	増加額ベース
国 内 債 務	当座性債務	12	40
	定期性債務	9	30
	貯蓄預金	2	5
非居住者債務		24	80

ロ. 起債調整に関する政府、中央銀行の権限を明文化。

政府(Bundesrat)は、国債、中期債(Kassenobligationen)、社債等すべての証券の発行について、承認権を有し、またスイス中央銀行は、その発行額を規制(festsetzen)する。

ハ. 短資流入規制のための規定を新設。

スイス中央銀行は、非居住者に対する預金の付利、先物取引、債券取得を制限し、また居住者に対する海外からの資金取入れを制限する。

ニ. 公開市場操作に関する規定の整備。

スイス中央銀行は、新たに期間2年以下の証券の発行、買戻しができることとともに、国際金融機関、外国銀行の債券等を公開市場操作の対象債券に追加。

ホ. 國際決済手段(internationale Zahlungsmittel)の売買を新たに規定(注)。

(注) スイス中央銀行によれば、SDR等将来必要となる可能性のある國際決済手段をカバーしたとされている。

##### (2) 組織等

イ. 政府と中央銀行の協調義務を新たに規定。

ロ. 銀行券の発行、回収、廃棄等に関する政府の監督権限を廃止。

ハ. 銀行券発行保証のための金準備(最低40%)の国内保管義務を廃止。

ニ. スイス中央銀行の資産、負債に関する報告を現行の毎週から毎旬に変更。

ホ. 内部機構の整備、法令違反に対する処罰を明文化。

2. 本改正につき、スイス中央銀行では、「今回の改正は、すでに先行している実際面に即して法規定の整備を図った点に主眼があり、現実の問題として本改正によりスイス中央銀行のあり方が大きく影響を受けることは少ない」と説明している。

#### ◇スイス中央銀行、為替管理を一部緩和

1. スイス中央銀行は5月30日、以下のような為替管理の一部緩和措置を決定、発表(即日実施)した。

(1)これまで市中銀行の毎営業日終了時における外貨債務残高を同債権残高でカバーすることを義務付けていたが、この為替ポジション規制を緩和し、債務超過(外貨ショート・ポジション)を認める(50年4月号「要録」参照)。

(2)これまで銀行を除く居住者の対外借入につき、スイス中央銀行の許可を必要としていたが、今後許可不要とする(47年7月号、48年5月号「要録」参照)。

(3)スイス中央銀行がドル買介入の際のスイス・フラン代り金を同行特別勘定に凍結し得る制度(これまで未発動)を廃止する。

2. 本措置につき、スイス中央銀行は「ドル堅調の機会を捉え、かねてからの懸案である為替管理の整理を行ったものである。本措置により外貨の流入が促進され、スイス・フラン相場の下支えとこのところひっ迫している銀行流動性の緩和に資することも予想されるが、今回対象となった規制のなかにはすでに有名無実化していたものもあり、その影響はあまり大きくはないものとみられる」とコメントしている。

#### ◇スウェーデン、79年度改訂予算案を発表

1. スウェーデン政府は4月26日、1979年度(1979年7月~80年6月)の改訂予算案を発表した。

この結果、79年度の歳出規模は雇用助成金、産業界の構造改善対策費等の支出増により当初予算に比べ60億クローネ増額され1,780億クローネとなり、一方、歳入は1,300億クローネと30億クローネ増加したことから、財政収支じりは当初予算比、30億クローネ悪化し、480億クローネの赤字となった。

#### スウェーデンの1979年度予算案

(単位・億クローネ、△印は赤字)

	1978年度 (改訂後)	1979年度 (当初予算)	1979年度 (改訂後)	前年度比 (%)
歳 入	1,148	1,270	1,300	+13.2
歳 出	1,566	1,720	1,780	+13.7
収 支 じ り	△ 418	△ 450	△ 480	—

2. この発表にあたり、ムンデボー予算相は、「社会保険負担等の増すを主因に、財政の硬直化が進んでおり、こうした状態が続けば1982年度には財政の赤字幅は約500億クローネに拡大する見通しである。今後、財政再建を図るために歳入増加もしくは他の支出削減により財減を確保しない限り新規財政支出は行うべきでない」旨強調した。

なお、同時に発表された中期経済見通しによれば、財源面の制約から公共部門の支出が伸び悩む結果、経済成長率は、80年代以降徐々に鈍化する見通しとなっている。

#### スウェーデンの中期経済見通し

	1978年	1979年	1980年	1981年
実質成長率(%)	2.8	5.1	4.2	3.0
個人消費伸び率(%)	△ 0.9	2.8	2.2	2.0
公共部門消費伸び率(%)	3.9	3.1	2.4	2.0
輸出伸び率(%)	7.6	8.0	7.8	7.0
輸入伸び率(%)	△ 7.0	9.5	7.7	6.0
貿易収支(億クローネ)	56	47	52	71
经常収支(億クローネ)	△ 39△	63△	75△	67

(△印:減少または赤字)

#### ◇フィンランド銀行、現金準備制度を発動

1. フィンランド銀行は4月24日、去る3月13日導入を発表した現金準備制度(4月号「要録」参照)の準備率を0.2%とし、4月の対象預金から適用する旨発表した。

次いで、5月21日、同行は5月の対象預金から準備率を0.4%に引上げる旨、発表した。

2. なお、本制度の発動にあたって、コイピスト同行総裁は、その背景等につき、次のように述べた。

「本制度の発動は、本格的な金融引締めを意味するものではなく、最近みられる金融市場の過度の緩和状態を是正することを目的としたものである。こうした緩和状態が続ければ、住宅・消費者向けに激しい貸出競争が起り、これが銀行流動性を長期にわたって固定させ、将来産業資金需要が増大する際に金融が著しくひっ迫することが懸念されると考えて、今次措置に踏切ったものである。」

#### ◇フィンランド、新内閣成立

フィンランドでは、3月18・19日に行われた総選挙(4月号「要録」参照)の後、社会民主党、中央党、スウェーデン人民党、人民民主同盟(共産系)の4党による、連立政権工作が進められていたが、5月26日、フィンランド銀行総裁で、首相・蔵相としての経歴を持つマウノ・コイピスト(社会民主党)を首班とする中道左派内閣が成立した。新内閣閣僚(17人)の党別内訳は、社会民主党5、中央党7(党議不拘束1を含む)、人民民主同盟3、スウェーデン人民党2となっている。

主要閣僚は以下のとおり。

首 相 マウノ・コイピスト(社会民主党)

外 相 パーボ・ペイリネン(中央党)留任

法相 クリストフェル・タクセル  
 (スウェーデン人民党)  
 国防相 ラッセ・エイケス(中央党)  
 蔵相 アーチ・ペッカラ(〃)  
 内相 エイノ・ウーシタロ(〃)  
 貿易相 エスコ・レコラ(〃、ただし党議不拘束)

#### ◇スペイン、インフレ抑制措置を発表

- スペイン政府は4月28日、民間設備投資の振興とインフレ抑制を主眼とする一連の新経済政策を発表した。その主な内容は以下のとおり。
  - ユーロ市場等から外貨借入を行う企業に対し、借入総額の25%をスペイン銀行(中央銀行)にペセタ建てで特別預託(無利息)する義務を負わせる。なお、借入を返済した場合には当該返済額の25%が還付される。
  - 市中銀行に対し、預金債務総額の1.8%を準備預金としてスペイン銀行に預託(無利息)させる。ただし、期間3年以上の長期融資乃至国内での証券発行引受け額を対象預金債務額から控除する。
- 本措置は、外資流入を抑制するとともに国内の流動性を吸収してインフレを抑制することをねらったものであるが、銀行の長期融資を促す措置が合わせて講ぜられていることからみて民間設備投資の振興という目的も有しているものとみられる。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇アジア開発銀行、第12回年次総会を開催

アジア開発銀行(ADB)の第12回年次総会は、5月2~4日マニラにおいて、加盟43か国中カンボジアを除く42か国が参加して開催された。

- 今次総会は、1978年には先進国、発展途上国とも経済成長、国際貿易、資本取引等の各方面にわたり比較的順調であったほか、アジア開発銀行としても資金調達、組織の強化等の懸案事項がかなり実現をみたこと等から総じて平穏裡に終了した。今回の特徴的な動きとしては①先進国、発展途上国双方から域内経済の安定的な発展を図るために物価の安定と自由貿易の貫徹が不可欠であり、特に保護貿易主義には強く反対する旨の意見が多く出されたこと、②途上国サイドから、その経済開発にあたって自助(self-help)ないし自己依存(self-reliance)の重要性が強調されたこと、等である。
- 吉田総裁は第1日目の演説において、1980年代にアジア開発銀行が果すべき役割として、①農村地帯の総合的開発、②医療、飲料水施設、初等教育の普及、③輸入

石油に代替するエネルギー、鉱物資源の開発、④人的資源の育成、等を強調した。

#### 3. 今次総会の主な討議内容は次のとおり。

##### (1) 融資面

アジア開発銀の農業優先の融資方針について多くの支持表明が行われたほか、融資拡大等を図る見地から今後他の公的機関や民間金融機関との協調融資(co-financing)に注力すべきとの見解が途上国はもとより先進国からも表明された。

##### (2) 資金調達面

第2次一般増資払込みが進捗中であるほか、アジア開発基金の第2次資金補充もすでに発効し、資金調達面で格別の問題もなかったため、①産油国からの資金導入(マレーシア)、②資本金のSDR建による価値維持(西ドイツ、フランス)、等の提言がなされたにとどまった。

##### (3) 組織面

1978年8月および本年1月の機構改革に対して一般的支持があったほか、①人件費の節約、②職員の定着度向上、③欧州事務所の設置(市場資金の調達、協調融資の順便化がねらい)、などを強調する国が多かった。さらに、一部の国(トンガ、クック諸島)から、今後南太平洋島嶼国に対する開発融資を重視するといった趣旨からも現名称を「アジア・太平洋開発銀行(Asian and Pacific Development Bank)」と改称するよう提言が行われた。

##### (4) その他

パキスタンから、昨年に引き続き、中国の加盟を希望する趣旨の発言があったほか、香港からアジア開発銀行がベトナム難民救済に積極的に取組むよう提言が行われた。

#### ◇韓国、公共料金等を引上げ

韓国政府は4月、公共料金、一部行政指導品目(石油化学製品)の価格引上げ、および独寡占指定品目(4月号「要録」(注)参照)の一部指定解除(同時に該当品目の価格引上げを許可)を実施した。これは人件費の高騰や、原油価格引上げ、国際原料品市況の上昇等に伴いコスト高となっている状況下、企業の収益改善をはかることを目的としたもの。今次措置により年初来強まっている物価の騰勢(消費者物価、前年同月比1月+14.1%、4月+19.3%)に今後一段と拍車がかかるることは必至とみられ、本年の物価上昇率は年間で20%を上回る懸念が強いとされている。主な品目および引上げ幅は以下のとおり。

##### (1) 公共料金引上げ

## (交通料金)

鉄道：貨物および旅客普通10%、旅客急行20%

地下鉄：20%

市内バス：大人20%、学生42.8%

郊外バス：10～30.6%

タクシー：基本料金20%、追加料金33%

国内航空：10%

高速道路通行料：25.3%

## (その他)

水道料金：21%、煉炭：41.7%、石炭：29%

## (2) 行政指導品目(石油化学製品20品目)の価格引上げ

エチレン：19.1%、ブタジエン：37.9%、ベンゼン：19.5%、PVC：13.8%、合成ゴム：31.7～33.0%等、

## (3) 独寡占指定品目の一部(18品目)指定解除および同品目の価格引上げ

セメント：18.0%、板ガラス：14.3%、一般乗用車：26.8%、アクリル紡績糸：24.8%、綿糸：18%等

## 日実施)

従来は、同制度を稼得率(<輸出金額－原資材経費>/輸出金額)30%以上でかつ年間輸出実績が300万ドル以上の企業のみに適用していたが、今次改正により稼得率規制を廃止し、年間輸出実績が100万ドル以上の企業のすべてに適用することとした。

(注) 信用状別の融資制度を補完するため76年2月に発足したもので、特に優良企業を対象に一定の輸出実績に基づき輸出のための生産・出荷資金を融資する制度。

## (3) 輸出支援金融に対する主な管理強化策

## ① 企業別総合事後管理制度の導入(6月1日実施)

従来は、信用状1件ごとに輸出支援金融の貸出と輸出履行状況をチェックしてきたが、これを企業別に総合管理することとし、企業は為銀に対し輸出履行状況を毎月報告、また、為銀は年間の不履行率が輸出実績の0.25%を超えた場合は、韓国銀行に報告することを義務付けた。

## ② 輸出不履行分に対し適用する貸出金利の引上げ(4月20日実施)

輸出不履行分に対し、従来は一般貸出金利(優良企業18.5%、その他企業25%)を適用していたが、今次改正により一律25%の罰則金利を適用することとした。

## ◇韓国、輸出支援金融制度を改正

韓国政府はこのほど、輸出支援金融制度(輸出にかかる生産・集荷資金、輸入原材料購入資金等を供与する輸出前貸金融)を改正する旨発表、4月から6月にかけて実施した。これは、現行制度が輸出規模が極めて小さかった1960年代初に作られたものであり、その後の輸出急拡大に伴い現状にそぐわなくなってきたところから、かねてより大幅改正の必要に迫られていたが、本年4月に発生した栗山グループ倒産事件(注)を契機に急遽具体化されたもの。内容的には、従来の信用状別融資方式を、企業別方式に改め、融資手続き等を簡素化することにより、同制度の効率的運用を図ると同時に、融資資金の不正流用等を防ぐ観点から輸出履行状況のチェック体制を厳格化しているのが特徴的。概要は以下のとおり。

(注) 4月、韓国の新興財閥の1つ栗山グループ(75年発足後、3年半で資本金を1万倍にする急速成長より)が倒産した事件で、同グループ逃鉄の主因は多額の借入金に依存した放慢經營、とりわけ低利の輸出支援融資を不正流用して不動産投機に染手し、これに失敗したためといわれている。

## (1) 輸出用原資材輸入金融制度の改正(6月1日実施)

従来、輸出用原資材に係る輸入金融は、当該輸出信用状に基づき実行されていたが、これを、過去一定期間の輸出実績に基づき融資することに改めた(融資限度は過去3か月間の輸出実績の1.5倍、過去4.5か月間の輸出実績、または過去1年間の輸出実績の1.5倍に、当該企業の平均原資材依存率<原資材経費/輸出金額>をかけた金額)。

## (2) 稼得額金融限度取引制度(注)適用企業の拡大(4月23

## ◇台湾、公定歩合、市中預貸金金利の引上げ等を実施

中央銀行は5月15日、公定歩合および市中預貸金金利の引上げを決定、16日から実施した。これは、このところしだいにインフレ圧力が高まっている状況下(卸売物価、前年同月比1月+8.1%→4月+12.6%)、「金利引上げによりインフレを抑制し、息の長い成長を目指す」(同行営業統裁)ためとられた措置である(台湾の金利変更是、77年6月の引下げ措置以来のもの)。新旧金利は次のとおり(単位、年利・%)。

	新レート	旧レート	(引上げ幅)
手形再割引	9.50	8.25	(1.25)
担保貸付			
公債担保	11.00	9.50	(1.50)
その他担保	11.00	9.50	(1.50)
短期融通 (無担保)	13.25	11.50	(1.75)
輸出前貸	8.50	5.50	(3.00)

## (2) 市中金利

貸出	最高	最低	最高	最低
手形割引	11.00	10.50	9.50	9.25(1.25～1.50)

担保貸付	12.50	12.00	10.75	10.50(1.50~) 1.75)
無担保貸付	13.25	12.75	11.50	11.25(1.50~) 1.75)
輸出前貸	9.50		6.50	(3.00)
預金				
普通預金	1.50		1.00	(0.50)
定期預金				
1か月もの	7.00		5.25	(1.75)
3か月〃	7.75		6.00	(1.75)
6か月〃	8.50		6.75	(1.75)
9か月〃	9.50		7.50	(2.00)
1年および 1年超もの	11.00		9.50	(1.50)
貯蓄預金				
普通貯蓄	6.00		4.75	(1.25)
定期貯蓄				
1年もの	11.00		9.50	(1.50)
2年〃	11.00		9.50	(1.50)
3年〃	11.00		9.50	(1.50)

なお、最近産業界を中心に資金ひっ迫に対する不満感が高まっている状況下、上記のとおり金利を引上げる一方で、預金準備率の引下げ(普通預金28→23%、当座預金30→25%)が実施された。もっとも現地金融筋では、現在市中銀行は中央銀行から多額の信用供与を受けていて、中央銀行は今次措置により解放される資金については、その大半をまず借入返済に充当させるものとみており、この結果市中銀行の貸出余力はあまり増えないとの見方が一般的である。

#### ◇タイ、わが国から第6次円借款導入

わが国の対タイ第6次円借款の交渉がまとまり、4月20日、両国政府間で交換公文に調印が行われた。本借款の主な内容は次のとおり。

金額 390億円(海外経済協力基金を通じ供与)

償還期間 30年(うち据置期間10年)

金利 年3.25%

対象プロジェクト 高速道路建設、かんがい事業等に対し320億円、辺境地の農村開発計画に対し70億円

本借款のうち農村開発資金については、本年1月のクリアンサク・タイ首相訪日時に行われた援助要請に基づき急拠第6次円借款の一部に繰入れられたもので、タイ側としては、年初来のインドシナ情勢急変に伴い、ラオス、カンボジアと国境を接する同国農村地区の住民生活

安定を図るために開発資金として使用する計画。

#### ◇インドネシア、国内産業保護政策を発表

インドネシア政府は4月21日、国内民間企業の保護・育成を図る見地から、国内産品・サービスに係る販売税を引下げる一方、完成品の輸入関税・販売税の実質的引上げを発表した。本措置の概要は次のとおり。

##### (1) 販売税の引下げ

約1,000種類に上る国内産品・サービスの販売税を次のとおり大幅に引下げる。

	旧	新
キニーネ、パーム油		10%→1%
茶、コショウ、眼鏡フレーム等		10%→2.5%
砂糖、セメント、洗剤、靴等		10%→5%
自転車、鋼材、煉瓦、フィルム等		5%→1%
コーヒー豆、ミルク、タイル等の商品と公証人、弁護士、会計士、医師・病院等の提供するサービス		5%→2.5%

##### (2) 輸入関税・販売税の実質的引上げ

国内産品と競合する輸入食料品、衣料品、その他日用品(注)に対する課税方式を従価税から従量税に変更し、実質的引上げを図る。

(注) 対象となる主要品目は以下のとおり。

食料品……肉類、オレンジ、菓子類、野菜加工品等

衣料品……綿製シャツ、ズボン、セーター等

その他日用品……革靴、運動靴、ティーポット、グラス類等

#### ◇インド、79年度輸入政策を発表

インド政府は5月3日、79年度(79年4月~80年3月)の輸入政策を発表し、中小企業の保護、育成のため一部原材料輸入規制を強化するものの、機械類を中心とする資本財等の輸入を一段と拡大するほか新たに試供品輸入等に関する規制を緩和するなど基本的には78年度の輸入規制緩和の方針を継続する旨を明らかにした。本政策の概要は次のとおり。

(1) 原材料の輸入ライセンス限度額については、年間消費額が7.5百万ルピー超の企業および製品年間輸出比率が5%未満の企業に対しては前年実績額にとどめる(78年度はすべての企業に対し、前年度消費実績額比10%増を容認)。

(2) 輸入厳禁品目(注1)数を78年度の96から65に、輸入禁止品目(注2)数を751から668に、輸入制限品目(注3)数を498から462にそれぞれ若干ながら縮小。

(注1) いかなる場合でも輸入が認められない品目。

(注2) 原則として輸入が認められていないが、輸出業者に対しては特例として輸入を認める場合もありうる品目。

(注3) 前年度の消費量に応じ限定的に輸入が許可される品目。

(3) 医薬品、化学製品等の一部を包括輸入許可制度(注4)(Open General License)対象品目に追加(この結果対象品目数は78年度の253から386に増加)。

(注4) 国内調達が極めて困難な品目を対象に、特定の地域・決済通貨・期間の範囲内であれば金額に制限なく輸入ライセンスを発給する制度。1976年導入。

(4) 試供品の輸入規制を大幅に緩和し、1件当たり要許可分輸入限度額を10千ルピーから50千ルピーに、許可不要分輸入限度額を0.5千ルピーから5千ルピーにそれぞれ引き上げ。

(5) 海外から受注したプロジェクトに関する資機材を第三国から輸入し発注国に再輸出する場合、輸入ライセンスの取得を不要にするほか、これらプロジェクトで使用済みの外国製機器のインド国内持込みに際しても輸入ライセンス取得を不要とする。

#### ◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は5月15日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)をこれまでの1英ポンド当り17.15ルピーから同16.90ルピーへ1.5%(IMF方式、以下同様)切上げる旨発表、即日実施した。

今回の措置は、前回の切下げ(4月9日、-2.0%)以降介入通貨である英ポンドが英国の物価先高懸念等から他の主要通貨に対し下落(4月9日～5月14日における英ポンドの対主要通貨下落率、対米ドル-2.3%、対ドイツ・マルク-2.3%、対日本円-2.1%)したのにつれルピーも切下がった形となったのを調整するために実施されたものとみられている。なお、ルピーの切上げは昨年11月20日(+1.2%、53年12月号「要録」参照)以降ほぼ半年ぶりのことである。

ルピーの対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)の最近の推移は以下のとおり。

レート変更実施日	対英ポンド(1英ポンド当り)	旧レート比(IMF方式)
78年11月20日	16.15ルピー	+1.2%
12月20日	16.50〃	-2.1%
79年3月13日	16.80〃	-1.8%
4月9日	17.15〃	-2.0%
5月15日	16.90〃	+1.5%

#### ◇パキスタン、第5次5か年計画を一部修正

パキスタン政府は4月16日、現在推進中の第5次経済5か年計画(総額2,100億ルピー、78年7月～83年6月～53年9月号「要録」参照)のうち、工業投資計画(当初計画400億ルピー、うち初年度に165億ルピーを実行)につ

き、残り4か年分を235億ルピーから395億ルピーに増額修正(+68%)する旨発表した。新工業投資計画の概要、特徴点等は次のとおり。

(1) 総額の81%に相当する320億ルピーを工場新設計画に充当、残り75億ルピーを既設分の近代化に充当する。

(2) 産業別投資先は、化学工業(全体の22%)、繊維製造業(同16%)、食品製造業(同14%)、機械機器製造業(同11%)の順。

(3) 外資導入の促進を図るため、外資系企業誘致地区へのインフラ整備投資を積極化するほか、新たに進出を希望する外資系企業に対し今後何らかの優遇措置を講ずる。

(4) 本計画の対象となる工業投資資金については産業信用投資会社、工業開発銀行からの融資に関する政府の個別認可を不要とする。

#### ◇イラン、リアルの複数為替レート制採用を発表

イラン中央銀行は5月5日、同国通貨リアルの対米ドル・レートについて従来の単一為替レート(注)に代えて次のような複数為替レートを採用する旨発表した。

(1) 商業銀行の輸出為替買取レートを1米ドル当り78.4リアル(切下げ率<IMF方式>9.8%)とする。

(2) イラン人の旅行のための商業銀行の米ドル売却レートを1人当り3,000ドル～6,000ドルについては1米ドル当り79.5リアル(切下げ率<同>11.2%)、1人当り3,000ドル未満については同70.6リアル(従来どおり)とする。

(3) 輸入決済等その他に適用するレートについては従来どおり1米ドル当り、商業銀行の買い70.35リアル、同売り70.60リアルとする。

(注) イラン・リアルはSDRリンクとなっているため、リアルの対米ドル相場はリアルの対SDR基準レートに日々の米ドルの対SDR相場を乗じて算出するが、これが5営業日連続してそれ以前のリアルの対米ドル・セントラル・レートの上下2.25%の範囲を超えた場合のみ、リアルの対米ドル相場が変更されることとなっている。現実には77年末以降リアルの対米ドル相場は変更されていない。

今回の措置につき、イラン中央銀行のモラビ総裁は、商業銀行の特に非石油部門の輸出手形買取りレートを切下げ輸出促進を図るほか、イラン人の海外旅行を抑制することにより国際収支を改善することを目的としたものであるが、同時にすでにリアルの実勢相場が1米ドル当り105リアルと大幅な切下げとなっている状況から実勢相場に徐々に近づけていくためのワンステップでもあるとしており、最終的には変動相場制に移行したい旨表明している。

#### ◇豪州、銀行間の先物外国為替市場を創設

豪州銀行協会(ホワイト会長)は5月21日、外国為替リスクヘッジを目的とする銀行間の先物外国為替市場を創設し、6月11日から取引を開始する旨発表した。その概要は次のとおり。

##### (1) 取引範囲

輸出入取引、貿易外取引、資本取引等すべての取引により生ずる residents の外国為替に関する先物取引。ただし投機的取引は認めず実需原則。

##### (2) 対象通貨

米ドルを含む全通貨に対する豪ドル対価取引。

##### (3) 取引上の制約等

先物の開始時期、期間等取引上の制約はないが、市場での出会いがない場合には取引は成立しない。

##### (4) 参加金融機関

主要商業銀行7行、州立銀行5行、外銀2行の計14行。

豪州には、これまで非公式の企業間先物外国為替市場は存在していたものの、インターバンクの先物為替市場がなく、通常、インターバンクの為替リスクのヘッジ取引は中央銀行であるオーストラリア準備銀行が各為銀との間で相対で先物に応ずることとなっていた。しかし、その対象は原則として輸出入取引に限られており、しかも直物取引が起きてから7日以内に申請しなければならない等の制約があったため、金融機関や貿易業界等からもっと広範な先物為替市場開設の必要性が唱えられてきたが、これをうけて豪州政府は、すでに本年1月、先物為替市場の開設を認める方針を打出していた。

## 共産圏諸国

#### ◇コメコン銀行、1978年中の活動状況を発表

コメコン銀行(国際経済協力銀行)はこのほど78年中の活動状況を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 振替ルーブルによる加盟国相互間の決済(貿易決済が大半を占める)は、域内貿易の拡大(78年中域内貿易額1,030億振替ルーブル<前年比+12.6%>)を映じ、1,060億振替ルーブルと前年比+11.9%の増加となつた。

(2) 貸出については、期中貸出実行額の減少(78年57億振替ルーブル<前年67億振替ルーブル>)に加え、既往貸出分の返済進捗もあり、78年末貸出残高は19.2億振替ルーブルと前年末比3.6%の減少となつた。

(3) 一方資金調達の大宗を占める預金については、78年末残高32.9億振替ルーブルと前年末比5.4%減少した。

#### コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

	借 方		貸 方	
	1977 年末	1978 年末	1977 年末	1978 年末
現金・預け金	2,142.3	2,062.6	払込済資本金*	121.5
(うち預け金)	2,099.9	2,018.3	積立金	93.2
貸出	1,992.9	1,920.6	預金	3,478.1
什器・備品	0.6	0.6	(うち定期預金)	3,227.5
その他の	40.7	36.3	借入金	2,887.2
			その他	362.2
			利息	406.4
計	4,176.5	4,020.1	計	28.8
				30.8
			計	4,176.5
				4,020.1

\* 同行の授権資本金は305.3百万振替ルーブル。

#### ◇コメコン国際投資銀行、1978年中の活動状況を発表

コメコン国際投資銀行はこのほど78年中の活動状況を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 78年末の貸出残高は、20.3億振替ルーブル、前年末比9%増と同行業務開始(1971年)以来最低の伸びとなった。これは既往大口貸出案件(オレンブルグ・ガスピライブ線<1978年9月完工>向け)が一段落をみたほか、新規貸出案件も減少したことによるもの。78年中の主な貸出案件としては、ハンガリーのアルミニウム工業総合プロジェクト、ポーランドの農業機械生産設備、ルーマニアの苛性ソーダ生産設備、ユーゴスラビアの機械工業設備向け等の継続案件が中心。

なお、同行業務開始以来の貸出(実行ベース)累計は30億振替ルーブル、融資プロジェクト数は61件におよんでおり、このうち38件についてはすでに操業が開始されている。

(2) 一方資金調達は、主として外資取入れを中心とした

#### コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

	借 方		貸 方	
	1977 年末	1978 年末	1977 年末	1978 年末
現金・預け金	153.4	284.7	払込済資本金	373.9
貸出	1,857.5	2,025.5	積立金	53.7
什器・備品	0.5	0.5	特別融資基金	26.4
その他の	63.3	119.0	借入金	1,572.9
			その他	1,870.7
			利息	30.3
計	2,074.7	2,429.8	計	17.5
				17.9

借入に依存しているが、78年末借入残高は18.7億振替ルーブル、前年末比18.9%増と業務開始以来最低の伸び(注)となった。

(注) 世銀推計等によれば、同行の中長期ユーロ資金取入れ額は78年中5億ドル(約7億振替ルーブル)、前年(11億ドル×約15億振替ルーブル)比54.5%減となっている。

涉が行われてきたが、5月に大筋で合意が成立し、それぞれの案件につき基本条件に関する覚書が調印された。その概要は以下のとおり。

- (1) 日本輸出入銀行の資源開発融資(5月15日調印)
    - (イ) 貸付人:日本輸出入銀行(単独または本邦外國為替公認銀行との協調融資)
    - (ロ) 借入人:中国銀行
    - (ハ) 金額:4,200億円
    - (ニ) 金利:6.25%
    - (ホ) 期間:個々の融資契約締結後15年以内
    - (ヘ) 用途:中国で行われる石油および石炭の開発事業とその関連事業向け資金
  - (2) 本邦民間銀行団のシンジケート・ローン(5月18日調印)
    - イ. 短期貿易金融
      - (イ) 貸付人:本邦民間銀行31行(注1)
      - (ロ) 借入人:中国銀行
      - (ハ) 金額:60億ドル(85年末までの信用供与累計総額)
      - (ニ) 期間:約6か月(最終返済期限は85年末)
      - (ホ) 金利:LIBOR(6か月物)+0.25%
      - (ヘ) 用途:日中長期貿易取決めに基づくわが国からの輸入決済資金
    - ロ. 長期民間金融
      - (イ) 貸付人:本邦民間銀行22行(注2)
      - (ロ) 借入人:中国銀行
      - (ハ) 金額:20億ドル
      - (ニ) 期間:4年6か月(最終返済期限は87年末)
      - (ホ) 金利:LIBOR(6か月物)+0.5%
      - (ヘ) 用途:日中長期貿易取決めに基づくわが国からの輸入決済資金
- (注1) 都市銀行13行(第一勧業、大和、富士、北海道拓殖、協和、三菱、三井、瑞穂、三和、住友、太陽神戸、東海、東京)、長期信用銀行3行(日本長期信用、日本興業、日本債券信用)、信託銀行6行(中央、三菱、三井、住友、東洋、安田)、地方銀行9行(千葉、福岡、群馬、北陸、百十四、沖縄、琉球、山口、横浜)。
- (注2) 都市銀行13行(注1と同じ)、長期信用銀行3行(注1と同じ)、信託銀行5行(三菱、三井、住友、東洋、安田)、地方銀行1行(横浜)。

#### ◇北朝鮮、1978年度決算と1979年度予算を発表

北朝鮮では、3月27~29日に開かれた最高人民会議において、1978年度(曆年)国家財政決算および1979年度同予算が承認された。その概要は次のとおり。

- (1) 1978年度決算
  - イ. 歳入15,657百万ウォン(前年度決算比+13.5%)に対し、歳出14,744百万ウォン(同+10.4%)で、収支じりは913百万ウォンの黒字(前年度黒字額440百万

#### ◇中国、外国為替管理総局を設立

中国は最近外國為替業務の管理を強化するために、國務院直属機関として外國為替管理総局を設立した。4月12日付人民日報によれば、その主要機能は以下のとおり。

- イ. 外國為替管理法令の制定と國家の保有する外國為替の統一的管理。
- ロ. 貿易取引および貿易以外の取引に係る外國為替授受に対する検査・監督の実施。
- ハ. 外國為替取支計画の実施。

また今回の措置と同時に、同國唯一の外國為替専門銀行であり、從来中國人民銀行の全面的な指導下に置かれていた中國銀行の機能を十分に發揮させるため、同行本部を新たに國務院の直属機関とすることが発表された。

#### ◇中国、1979年春季広州交易会を開催

1979年春季広州交易会は、4月15日から5月15日まで広州市で世界104の諸国ないしは地域から25千人が参加して開催された。今回の交易会における成約面の特色をみると、中国の輸出面では、同國の輸出拡大意欲を映じて、纖維製品(生糸、衣料等)、鉱產品(すず、雲母、タルク等)、雑貨(皮製品等)を中心に成約高は昨春を28%上回った(当局の発表)。もっとも輸入面では、最近の外貨事情悪化に加え、経済政策調整の動きを映じて中国側に買い控え姿勢がみられ、成約額は昨春を下回ったものとみられる。

この間わが国の成約状況をみると、中国の対日輸出面では、水産物等を中心に玉不足が目立ち470億円と昨春(500億円)の水準を若干下回った。一方対日輸入面では、從来より北京商談等交易会以外での取引きが増大する傾向にあることに加え、今回は合織原料、化学品等の成約が石油価格高騰に伴う大幅値上げから低調であったことなども響き、推定165億円と昨春(360億円)比大幅減となつた。

#### ◇中国、わが国から借款を導入

日本輸出入銀行および本邦民間銀行団と中國銀行の間でわが国からの中国向け借款供与についてかねてから交

ウォン)となった。

口. 岁出面では、経済建設関係支出が前年度決算比+10.6%と増加、中でも農業部門(同1.3倍)、採掘工業部門への投資(同+22%)が著増をみたほか、運輸部門への投資も増大したとされている。

(2) 1979年度予算

イ. 岁入(前年度決算比+10.5%)、歳出(同+17.3%)とも17,301百万ウォンと例年どおりの均衡予算となっている。

ロ. 岁出面では、引き続き経済建設関係支出が高い伸び

となっており、特に採掘工業部門(前年度決算比1.4倍)、化学工業部門(同1.3倍)、機械工業・運輸・水産部門(いずれも同1.2倍)等の伸びが目立っており、また住宅建設投資(同1.3倍)も著増している。

なお同会議において、1978年の経済実績と1979年の目標が一部発表された。これによれば、1978年の電力生産は前年比+10%、水産物生産は同1.2倍、と增加了。また、1979年の目標については、経済成長率を前年比+19%としており、部門別では食用油生産同1.2倍、砂糖生産同1.3倍と設定されている。